

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
小電力システム作業班（第 5 回）議事録（案）

1 日時

平成 25 年 7 月 19 日（金）14：00～14：45

2 場所

中央合同庁舎第 4 号館 12 階 全省庁共用 1208 特別会議室

3 出席者（敬称略）

主 任：若尾 正義

構 成 員：姉齒 章、池田 光、加藤 数衛、佐伯 隆、櫻井 稔、高橋 修一、

鬼頭 英二、高木 光太郎、田中 茂、中川 永伸、矢澤 重彦、中村 宏之

オブザーバー：小宮山 真康

事務局（総務省）：布施田移動通信課長、上野課長補佐、工藤課長補佐、高橋システム開発係長、
土屋第一技術係長

4 配布資料

資料 5-1 第 4 回小電力システム作業班議事録（案）

資料 5-2 医療用テレメーターの高度化について

資料 5-3 高度化等を要望する小電力無線システムについて

参考資料 1 移動通信システム委員会の名称変更について

参考資料 2 小電力システム作業班構成員名簿

参考資料 3 150MHz 帯動物検知通報システムについて

5 議事

(1) 構成員の交代について

事務局から、鈴木構成員が高橋構成員に交代した旨、説明があった。

(2) 前回議事録案の確認

事務局から、資料 5-1 に基づき説明が行われ、（案）のとおり了承された。

(3) 医療用テレメーターの高度化について

事務局の依頼により、姉齒構成員から、資料 5-2 に基づき説明が行われ、今回の議論をもとに本作業班で委員会報告（案）を作成することとし、次回会合にて検討を行うことが了承された。なお、具体的な質疑等は以下のとおり。

- 若尾主任 現行の規定は5項目あるが、ただし書を付したいのは5項だけか。
- 姉齒構成員 そのとおり。通信方式については5項目あり、BANの占有周波数帯幅は約200kHzであるため、そのまま6項として追加するという案もあったが、差別化として5項の中に追加という内容にした。
- 事務局 実態について、5ページ目一番下の矢印では、「既存の医療用テレメーターとBANが共存するためには、バンドを完全に分けて運用する必要がある」と書かれているが、現在、医療用テレメーターを使用している医療機関が、BANを導入しようとした場合、例えば医療用テレメーターで空きチャンネルがない状態の場合は、BANは導入出来ないと考えていいか。
- 姉齒構成員 分けて運用した方が望ましいが、既存の医療用テレメーターが1mWで3~4mの通信を行うのに対し、BANのエネルギー密度は20~30dB程低く2~3mの通信を行う。エネルギー密度がかなり低いので、BANが既存のシステムに影響を与える恐れは低く、干渉は起こさないとと思う。逆に、生体モニター等の1mW無線局が、BANの受信機に近ければ、BANに影響を受ける可能性がある。実際には、事前に確認して運用することが必要だと思うが、それは運用を行う医療機関に任せた方がいいと思う。ただし、チャンネルは分けられれば分けた方がいいと思う。
- 事務局 了。
- 若尾主任 既存の医療用テレメーターは、占有周波数帯幅が狭いもの、広いものとあったが、それがどのように使われているか、医療機関の現状は把握出来ているのか。
- 姉齒構成員 メーカーにヒアリングしたところ、現在はA型の占有周波数帯幅8.5kHzのものしか運用されていない、昔は広い占有周波数帯幅を使用した脳波計等が販売されていたが、最近はなく、問題は起きづらいとのこと。
- 若尾主任 了。BANは既存の医療用テレメーターと比べ、どういう使い方の特徴があるのか。
- 姉齒構成員 既存の医療用テレメーターは、センサーをつけたら勝手に周期的に電波を送信する単行方式だが、BANの場合は、親機から必要な時に呼び出し、通常は受信状態で、勝手に電波を出すということがない。親機に制御されている形になるので、いろいろな信号を出すことも出来る。利便性が上がるという風に思ってもらえば良い。
- 若尾主任 そういう風に聞くと、今までの医療用テレメーターにも単信通信を入れたいという希望が出るのではないのか。
- 姉齒構成員 その様な希望は出ていない。
- 若尾主任 了。

(4) 小電力セキュリティシステム等の技術的条件について

事務局から、資料5-3に基づき説明が行われ、今回の議論をもとに本作業班で委員会報告(案)を作成することとし、次回会合にて検討を行うことが了承された。なお、具体的な質疑等は以下の

とおり。

櫻井構成員 「等価等方輻射電力の上限値を現行と同等とすること」旨が、11 ページに修正されたが、元々10mW の出力で、1W の送信出力から等価等方輻射電力を 10mW にするには 20dB 減衰させる必要があり、これはほぼ 1W の電力を無駄に消費するということで現実的ではない。空中線電力 1W 以下というのは、あまりにも大きい気がする。

佐伯構成員 現実的に運用する出力となると、100mW が現実的かと思う。ただ、電波法で、特定小電力の上限が 1W となっており、特にこの規定を変える際に 100mW にする必要はないと踏まえ、1W と記載している。

櫻井構成員 了。

(5) その他

事務局より、参考資料 1 に基づき本作業班の親会である「移動通信システム委員会」から「陸上無線通信委員会」に名称及び所掌が変更した旨の説明があった。また、次回会合については決定次第案内する旨の説明があった。

(閉会)